

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）5月15日

北海道空知総合振興局長 鷲尾 亨

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「空知ワインガイド 5th EDITION」作成委託業務

(2) 契約締結の日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

2 業務の目的

空知管内では過去10年ほどの間にワイナリー数が倍増しており、「空知ワイン」は国内外のコンクールで賞を獲得するなど市場評価も高まっている。

しかし、空知ワインは、生産者がこだわりを持ち小規模で生産しているため、高品質であるものの生産本数が限られ、管内での流通が十分でないことから、一部管内住民の認知にとどまっている。

ワイン産業は高コストな産業であり、長期的な地元の支えが必要である。

また、ワイン産業は地域の名前を背負い地域ブランドを形成し、農業だけでなく、観光・飲食・宿泊など様々な産業を巻き込むため、管内住民の認知が高まり空知ワインの地元定着が図られると、経済の好循環が期待される。

本委託業務は、空知管内のワインの認知向上を目的とし、空知ワインに対する理解やファンづくりを促進するとともに、管内飲食店等における空知ワイン取り扱い店舗の新規開拓により、空知ワインの消費拡大を図るため、「空知ワインガイド（以下『ワインガイド』という。）」を作成する。

また、ワインガイドを活用したスタンプラリーを実施し、管内住民の認知の向上、地元定着促進を図る。

3 業務の内容

(1) ワインガイドの作成

空知ワインの認知向上及び理解促進を図るため、生産者の想いや地域性、飲食店情報等を掲載した「空知ワインガイド」を作成するとともに、ワイナリーマップを活用したポスターを作成する。

(2) スタンプラリー企画・実施

空知ワインの消費拡大及び地元定着促進を図るため、ワインガイド掲載店舗等を活用したスタンプラリーを企画・実施するとともに、参加者アンケートやSNS等を活用した周知・分析を行う。

(3) 報告書の作成

上記(1)(2)の実施結果について、アンケート結果の分析等を含めた報告書を作成し、紙媒体及び電子媒体により提出すること。

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) コンソーシアムにおいては、(1)～(8)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - イ 空知総合振興局から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

10 審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力全般
- (2) 企画提案内容
- (3) 道施策との適合性

5 手続き等

(1) 担当部局

〒068-8558 北海道岩見沢市8条西5丁目
 北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係
 担当：加藤
 電話番号：0126-20-0147（直通）
 FAX番号：0126-25-9712

(2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、(ア)～(エ)までに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請期限 令和8年（2026年）6月15日（月）17時（必着）

(イ) 申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の9時から17時まで。）

(ウ) 申請場所 上記（1）担当部局に同じ

(エ) 提出部数 1部

イ 次の方法により様式の交付

(ア) 上記（1）にて直接交付（平日の9時～17時）

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/254743.htm>

ウ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

ア 上記(2)の参加資格を有すると認められた者は、企画提案書を提出することができる。

(ア) 提出期限 令和8年(2026年)6月29日(月)17時(必着)

(イ) 提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参又は郵送(書留郵便等送付記録が残る方法に限る)により提出(持参の場合は平日の9時~17時)

(ウ) 提出場所 上記(1)担当部局に同じ

イ 様式の交付

(ア) 上記(1)にて直接交付(平日の9時~17時)

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード
(上記(2)-イ-(イ)と同じ)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は公表する。

(3) 詳細は「企画提案指示書」による。

(4) 関連情報に係る照会窓口

5-(1)に同じ